

平成 29 年 12 月 20 日発行

確定申告のお知らせ

年が明けると確定申告の時期になります。

節税のための熟考期間を頂きたいので、遅くとも **1 月 26 日(金)** までに下記書類をご用意頂き、お預かりしたいと思えます。

不足資料は後日でも結構ですので、1 月中に一度、ご連絡もしくはご郵送下さいます様、宜しくお願い申し上げます。

- 決算に関する資料【帳簿・領収書・不動産管理表等】
- 譲渡に関する書類【契約書・領収書・購入時資料等】
- 株式に関する書類【年間取引報告書・配当のお知らせ】
- 源泉徴収票【給料・年金・配当等】(注 1)
- 保険金計算書【平成 29 年中に保険の解約や満期がある場合】
- 保険料控除証明書【生命保険・地震保険・小規模共済等】
- 国民年金保険料控除証明書(注 2)
- 国民健康保険料・介護保険料等の本年中の支払額(メモでも可。)
- 医療費領収書【後日保険からの補填があった場合はその金額がわかるもの】(介護費用は、一部が控除対象になる場合もあります。)
または、医療費通知書(健康保険組合等が発行する「医療のお知らせ」など)(注 3)
- 確定申告書(昨年以前に電子申告された方は税務署から郵送されません。)

※ 扶養親族の異動、住所変更等があった場合はその旨をお知らせ下さい。

(注 1) 公的年金等源泉徴収票

1 月中旬から下旬にかけて順次発送される予定です。万一紛失された方は再発行の手続きをお願いします。

(注 2) 国民年金保険料を納付されている方へ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が平成 29 年 10 月 31 日に日本年金機構から発送されています。

(注 3) セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)はスイッチ OTC 医薬品の購入金額が 1 万 2 千円を超えると適用されますが、健康保険組合や市区町村等が実施する健康診査や勤務先の健康診断または予防接種(定期予防接種、インフルエンザワクチン)の領収書等「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類が必要です。



地域未来投資促進税制

平成29年度税制改正で、新たな成長分野を支援するために、地域未来投資促進税制が創設されています。青色申告法人で、国が認めた地方自治体の基本計画に沿った事業施設に投資（総投資額が2,000万円以上のもの）した場合に、設備投資した機械装置、器具備品、建物等について、取得価額の最大4%（建物・付属設備・構築物は2%）の税額控除か取得価額の40%（建物・付属設備・構築物は20%）相当額の特別償却が適用できます。

先日、国が39道府県の基本計画に同意しました。この基本計画に沿った事業計画を作成し、都道府県知事に承認されて、主務大臣に確認されれば、上記の特例を受けることができます。

今のところ近畿では、大阪市、八尾市、奈良県、和歌山県、朝来市、たつの市、上郡町、佐用町、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、亀岡市、湖南市で適用できます。

参考に大阪市の地域経済牽引事業計画の概要を見ると、鳥獣保護区にあたる淀川沿いの両岸付近と大阪南港野鳥園以外の全地域が対象となり、地域の特性を活かした、高付加価値を創出する事業計画が必要です。大阪市は重点区域を設定していませんが、市の特徴として東部にある製造業の産業集積の活用や、大阪立大学や大阪産業技術研究所などを研究開発拠点として利用したビジネス支援型サービス業の産業集積の活用などが考えられそうです。



社葬の取り扱い

社葬として法人が葬儀費用を負担することがありますが、この葬儀費用は次の要件を満たせば会社の経費として認められます。

①社葬を行うことが社会通念上相当。

故人の生前における会社への貢献度（会社における経歴、職務上の地位）を考慮します。

②社葬のために通常要すると認められる費用。

社葬の通知、お布施、祭壇・祭具の使用料、遺族への飲食代等が該当します。

（初七日・四十九日の費用、香典返し等の費用、納骨費用等は通常要するものとは認められません。）

また、会葬者が持参した香典等については、法人の収入としないで遺族の収入とすることができます。

年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ながら2017年12月30日（土）～2018年1月4日（木）の間年末年始休業期間とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、宜しくお願い申し上げます。

